

令和6年 第4回
教育委員会臨時会会議録

令和6年2月26日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2631号
令和6年第4回臨時会

日 時 令和6年2月26日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真希子

「欠席委員」	委 員	中 村 博
--------	-----	-------

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	長谷川 浩 義
	学 校 教 育 部 長	吉 野 達 雄
	教 育 長 室 長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多賀子
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	鈴 木 建
	教育人事企画課長	村 松 弘 一
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教 育 総 務 係 長	本 城 典 子
	教 育 総 務 係	久保田 ゆ り

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第17号 港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 2 議案第18号 港区学校運営協議会の設置について
- 3 議案第19号 港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の締結について
- 4 議案第20号 港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の締結について
- 5 議案第21号 港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の締結について
- 6 議案第22号 港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の締結について
- 7 議案第23号 港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の締結について
- 8 議案第24号 港区立郷土歴史館の管理運営に関する基本協定書の締結について

- 9 議案第25号 港区立三田図書館、港区立高輪図書館、港区立港南図書館、港区立台場図書館、港区立高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書の締結について
- 10 議案第26号 港区立みなと図書館、港区立麻布図書館、港区立赤坂図書館の管理運営に関する基本協定書の締結について
- 11 議案第27号 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について
- 12 議案第28号 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）
- 13 議案第29号 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

日程第2 報告事項

- 1 令和6年度採用港区奨学生の選考結果について
- 2 港区青少年委員の委嘱について
- 3 港区スポーツ推進委員の委嘱について
- 4 令和5年度秋の通学路点検の実施結果について
- 5 令和5年度児童・生徒体力・運動能力等調査の結果について
- 6 令和5年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 7 後援名義等の1月使用承認について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の1月事業実績について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の3月事業予定について
- 11 図書館の1月分利用実績について
- 12 図書館・郷土歴史館の1月行事実績について
- 13 図書館・郷土歴史館の3月行事予定について
- 14 みなと科学館の1月利用状況について
- 15 3月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 それでは、時間になりましたので、ただいまから令和6年第4回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は、中村委員から、所用により欠席とご連絡を頂いております。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入る前に、港区立本村幼稚園PTA会長ほか11名から、港区立本村幼稚園に関する陳情書が私宛てに提出をされております。事前に送付させていただいておりますので、ご参照ください。日程に入ります。本日の署名委員は、寺原委員にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

○寺原委員 承知いたしました。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の日程についてお諮りをいたします。

日程第1、審議事項第12、議案第28号「港区立幼稚園教育職員の人事について」、同じく審議事項第13、議案第29号「港区立幼稚園教育職員の人事について」。この2件を非公開での会議とし、日程を変更して一番初めに審議を行い、その後、日程を戻して審議事項第1から順に行いたいと思います。また、審議事項第3から第10までの8件については、内容に重複している部分がございますので、一括して説明を受けてから質疑応答を行い、1件ずつ採決することにしたと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、日程第1、審議事項第12、審議事項第13につきましては日程を変更して一番初めに審議を行い、港区教育委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき非公開といたします。また、審議事項第3から第10までの8件につきましては、港区教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づき、一括して説明を受けた後に質疑応答を行い、その後1件ずつ採決することといたします。

日程第1 審議事項

12 議案第28号 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

13 議案第29号 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。

(非公開審議)

1 議案第17号 港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

それでは、日程を戻しまして、審議事項第1、議案第17号「港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、議案第17号「港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」ご審議を頂きます。議案資料ナンバー1の3を御覧ください。こちら、港区教育委員会の公印ですが、賞状用の公印の作成に伴いまして、港区教育委員会公印規則の一部を改正するものでございます。

これまで賞状を発行する際に、押印する教育長印、21ミリ四方のものに合わせまして、賞状用といたしまして、30ミリ四方の大きなものを新たに作成するものでございます。改正の内容としては、規則別表第1及び第2に、賞状用、港区教育委員会教育長印を加えるものでございます。施行日は交付の日といたします。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第17号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第17号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第18号 港区学校運営協議会の設置について

○教育長 次に、審議事項第2、議案第18号「港区学校運営協議会の設置について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、「港区学校運営協議会の設置について」ご審議を頂きます。議案資料ナンバー2を御覧ください。おめくりいただきます。平成29年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正されまして、学校運営協議会の運営が努力義務化されたことを受けて、港区では令和8年までに区内全校での設置が完了するよう、計画を計上いたしました。港区学校運営協議会規則第2条第1項の規定に基づきまして、学校運営協議会を設置いたします。学校運営協議会は、学校と、保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、地域とともにある学校づくりを進めるための仕組みでございます。この度の学校運営協議会の設置は、(1)赤羽幼稚園・赤羽小学校協議会、(2)芝浦幼稚園・芝浦小学校協議会、(3)高輪幼稚園協議会、(4)三光幼稚園協議会、(5)芝小学校協議会、(6)港南小学校協議会、(7)筈小学校協議会、(8)東町小学校協議会、(9)三田中学校協議会、(10)高松中学校協議会の12校、10協議会となります。設置年月日は令和6年4月1日でございます。

参考資料の1を御覧いただきたいと思います。各協議会からは、会議開催予定回数、組織や事務局の人数、構成に合わせまして、設置の目的、目標を実施計画書として提出いただいております。

す。それぞれの協議会において、家庭や地域との連携が深まることや、学校が抱える課題を地域とともに解決する仕組みの構築、地域と連携した教育活動の推進につながるなど、学校運営協議会を設置することが適当と認められます。

資料の３ページ、４ページを御覧いただきたいと思います。こちら、(２)のところ、３ページから４ページにかけてですが、現在設定しております学校運営協議会、１４協議会を記載しております。なお、参考資料の２になります。こちら、港区全体の設置状況を日程とともに一覧化しております。今期計画の令和８年度までに全ての学校で設置の予定という運びとなっております。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○寺原委員 最後の参考資料２で、残りの学校は白金台幼稚園、港南幼稚園、御田小学校、六本木中学校の４校だと思うのですが、この４校について、今回、令和６年４月に間に合わなかった理由は何になりますでしょうか。

○教育長室長 こちら、令和８年度までの計画ではあって、それを前に倒している予定ではありますが、可能な限り早急にということで、考え方は一緒でございました。ただ、やはり地域の方とともに学校をよくしていくための組織をつくっていく上で、端的に言えば人選に非常に苦心されております。また、これまで中心的に人選を担っていた方が体調を崩されてしまって、予定どおりに進まなかったところなど、それぞれのところでそれぞれの事情がありますが、やはり人選で非常に苦労しているということでございます。予定どおり、計画の期間内には達成の見込みでございます。

○寺原委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第１８号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第１８号については原案どおり可決することに決定いたしました。

- ３ 議案第１９号 港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の締結について
- ４ 議案第２０号 港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の締結について
- ５ 議案第２１号 港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の締結について
- ６ 議案第２２号 港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の締結について
- ７ 議案第２３号 港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の締結について
- ８ 議案第２４号 港区立郷土歴史館の管理運営に関する基本協定書の締結について
- ９ 議案第２５号 港区立三田図書館、港区立高輪図書館、港区立港南図書館、港区立台場図書館、港区立高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書の締結について
- １０ 議案第２６号 港区立みなと図書館、港区立麻布図書館、港区立赤坂図書館の管理運営に関する基本協定書の締結について

○教育長 次に、審議事項第3、議案第19号「港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の締結について」、同じく第4、議案第20号「港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の締結について」、第5、議案第21号「港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の締結について」、第6、議案第22号「港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の締結について」、第7、議案第23号「港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の締結について」、第8、議案第24号「港区立郷土歴史館の管理運営に関する基本協定書の締結について」、第9、議案第25号「港区立三田図書館、港区立高輪図書館、港区立港南図書館、港区立台場図書館、港区立高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書の締結について」、第10、議案第26号「港区立みなと図書館、港区立麻布図書館、港区立赤坂図書館の管理運営に関する基本協定書の締結について」一括して説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、議案第19号「港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の締結について」ご説明いたします。本日付議案資料ナンバー3を御覧ください。まず1ページをおめくりください。

項番1「締結理由」でございます。港区立生涯学習センター条例第17条第2項に基づき指定した指定管理者である、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団と、港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書を締結いたします。

項番2「指定期間」は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

項番3「協定書（案）」につきましては、次のページの基本協定書案を御覧ください。施設の基本的な事項、区の指定管理施設で共通となっている事項につきましては、本日は説明を割愛させていただきます。

7ページの第30条、31条を御覧ください。基本協定書案の7ページ、第30条と31条。こちらが使用料に関する部分でございます。こちら、使用料の収納、還付につきましては、指定管理者が行います。詳細につきましては、業務基準書に記載してあるとおりでございます。

続きまして、同じく7ページ、第32条、指定管理料でございます。ほかの施設と共通になりますが、指定管理料は年度ごとに予算の範囲内で定め、支払い方法は別途の年度協定で定めます。第5項におきまして、職員人件費、光熱水費、修繕費に余剰金が発生したとき、及び事業の中止等により、事業計画書に掲げる業務実績数が当初の見込みを下回ったことによる失効残額が発生した場合は清算することとしております。

このほか、別紙1として、個人情報等取扱いに関する特記事項、別紙2として、備品等の貸与に記載のある備品管理一覧を添付しております。

資料の2枚目にお戻りください。最後に、項番4、協定の「締結予定日」につきましては、3月中旬を予定しております。簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

教育長、続きまして議案第20号を説明させていただいてよろしいでしょうか。第20号「港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の締結について」ご説明いたします。本日付資料ナンバー4を御覧ください。

1ページおめくりいただきまして、「締結理由」でございます。港区立生涯学習館条例第17条第2項に基づき指定した指定管理者である、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団と、港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書を締結いたします。

項番2「指定期間」につきましては、先程の生涯学習センターと同様でございます。

項番3、基本「協定書（案）」につきましては、次のページの基本協定書案を御覧ください。

おめくりいただきまして、7ページの第30条、31条を御覧ください。先程と同様となりますが、使用量の収納、還付につきましては、指定管理者が行います。第32条の指定管理料でございます。先程の生涯学習センターでは、光熱水費につきましては指定管理者が支払うということになっておりましたが、青山生涯学習館につきましては教育委員会が負担いたしますので、そちらの記載がございます。それ以外は、先程と同様でございます。清算項目につきましても、先程と同様でございますので、説明は割愛させていただきます。

別紙1、別紙2につきましても同様でございます。簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、スポーツ施設の方にまいります。まず、議案第21号「港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の締結について」でございます。本日付議案資料ナンバー5を御覧ください。

1ページおめくりいただきまして、項番1「締結理由」でございます。港区立運動場条例第11条に基づき指定した指定管理者である、ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ・東急コミュニティー共同事業体と、港区立運動場の管理運営に関する基本協定書を締結いたします。

項番2「指定期間」は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

項番3、基本協定書案につきましては、次のページの基本協定書案を御覧ください。

基本的な事項、指定管理者、他の指定管理施設と共通の事項につきましては、本日は説明を割愛させていただきます。

7ページ、第30条、31条の利用料金を御覧ください。こちらの運動場のほか、この後説明します港区スポーツセンターと武道場につきましては、各条例におきまして利用料金は指定管理者の収入とする旨を規定しております。第30条を御覧ください。運動場におきましては、条例第4条に定める範囲におきまして、指定管理者が利用料金を定め、これを指定管理者の収入としております。この利用料金を定め、改定する場合は区長に申請し、承認を受ける必要がございます。

32条を御覧ください。こちらは他の施設と共通になりますが、指定管理料は年度ごとに年度協定を定め、支払う方法などを定めております。なお、第5項におきまして、光熱水費は区が支出することができるとしておりますが、運動場につきましては、全て指定管理料の中に定め、指定管理者が支払っております。また、第6項におきまして、職員人件費等の清算のことにつきまして記載

しておりますが、先程の生涯学習施設などと同様でございますので、説明は割愛させていただきます。

このほか、別紙1として、各施設の所在地と概要を記載しております。別紙2として、個人情報に関する特記事項、別紙3として、備品等の一覧を添付しております。なお、業務仕様書につきましては、運動場単独で作成しておりますが、業務基準書につきましては港区スポーツ施設業務基準書として、この後お諮りいたしますスポーツセンター、武道場と一緒にものとなっております。

資料の2枚目にお戻りください。最後に、項番4、協定「締結予定日」につきましては、3月中旬を予定しております。簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第22号「港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の締結について」でございます。本日付け議案資料ナンバー6を御覧ください。項番1「締結理由」でございます。港区スポーツセンター条例第18条に基づき指定した指定管理者である、ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ・東急コミュニティー共同事業体と、港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書を締結いたします。指定期間は、先程の運動場と同様でございます。

項番3、基本協定書案につきましては、次ページの協定書案を御覧ください。共通する事項につきましては、説明を割愛させていただきます。7ページ30条、31条に、利用料金について定めております。こちら、先程の運動場と同様でございます。利用料金は指定管理者の収入となりますので、そちらの定めを30条で記載しております。

続きまして、32条になります。第5項で、光熱水費は区が支払うことができるとしております。スポーツセンターにつきましては、光熱水費は全て区が負担し、支払っております。

第6項の清算につきましては、運動場と同様でございます。

このほか、別紙1として個人情報に関する取扱い、別紙2として備品等管理一覧を添付しております。

業務仕様書、業務基準書の説明につきましては、先程の運動場と同様でございます。

資料の2枚目に戻りまして、項番4、協定「締結予定日」につきましては、3月中旬を予定しております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第23号「港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の締結について」でございます。こちらは議案資料ナンバー7を用いましてご説明いたします。

1ページをおめくりいただきまして、項番1「締結理由」でございます。港区立武道場条例第18条に基づき指定した指定管理者である、ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ・東急コミュニティー共同事業体と、港区立武道場の管理運営に関する基本協定書を締結いたします。

項番2「指定期間」は、運動場、スポーツセンターと同様でございます。

項番3、基本協定書案につきましては、次ページ以降、基本協定書案を御覧ください。施設の基本的な事項や、共通となっている事項がほとんどでございますので、本日は説明を割愛していた

ですが、こちらの施設につきましては、第32条の指定管理料のところ、第5項でございますが、熱水費につきましては、こちらは区が支出できることとしておりますが、運動場と同様に、武道場につきましても指定管理者が負担しております。

そのほか、別紙1、別紙2につきましては、同様でございます。

資料2枚目、項番4、協定「締結予定日」につきましては、同様に3月中旬を予定しております。説明は駆け足でございますが、以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○図書文化財課長 続きまして、議案第24号「港区立郷土歴史館の管理運営に関する基本協定書の締結について」ご説明いたします。本日付議案資料ナンバー8を御覧ください。まず1ページです。港区立郷土歴史館条例第12条に基づき指定した指定管理者である、アクティオ・東急コミュニティ共同事業体と、港区立郷土歴史館の管理運営に関する基本協定書を締結します。

「指定期間」は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。協定締結は、3月中旬を予定しております。

次に、基本協定書案を御覧ください。区の指定管理施設で共通となっている項目が多くございますので、ここでは、ほかの施設と異なる部分をご説明いたします。1ページ、第5条を御覧ください。郷土歴史館の施設の概要を記載しております。次に2ページ、第9条を御覧ください。ここでは教育委員会が行う業務を記載しております。資料の収集、保管、調査研究などの学芸業務をはじめ、施設の使用許可等は教育委員会が行います。

次に7ページ、第30条と31条を御覧ください。郷土歴史館は観覧料を徴収するため、その収納、還付についての記載がございます。32条を御覧ください。指定管理料について記載しております。こちらについては先程生涯学習スポーツ振興課長から説明があったとおりですので、内容は同様でございます。

このほか、別紙1として、基本協定第20条、個人情報の保護に記載のある、個人情報等取扱いに関する特記事項、別紙2として、基本協定第23条、備品等の貸与に記載のある管理備品等一覧を添付してございます。

続きまして、審議事項9、議案第25号「港区立三田図書館、港区立高輪図書館、港区立港南図書館、港区立台場図書館、港区立高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書の締結について」ご説明いたします。資料ナンバー9を御覧ください。

まず、1ページを御覧ください。港区立図書館条例第8条第2項に基づき指定した指定管理者である、TRC・大星ビル管理共同事業体と、港区立図書館の管理運営に関する基本協定書を締結します。指定期間は、先程の郷土歴史館と同様でございます。協定締結日も同様に予定しております。

次に、基本協定書案を御覧ください。1ページの第5条を御覧ください。それぞれの図書館施設の概要を記載しております。

次に、３ページ、第９条を御覧ください。ここでは教育委員会が行う業務を記載しております。館外利用の停止や、施設の使用許可等は教育委員会が行います。

８ページ、第３１条、指定管理料については、先程の郷土歴史館と同様でございます。

そのほか、別紙１として基本協定第２０条、個人情報の保護に記載のある、個人情報等取扱いに関する特記事項、別紙２として、基本協定第２３条、備品等の貸与に記載のある管理備品一覧を添付しております。なお、製品保守サポートの終了に伴い、今年度中に新しいものに入れ替えを予定しております、セキュリティゲート、台場図書館の拡大読書器については、現在納品前のため、こちらの備品一覧表に備品番号が入っておりませんが、基本協定の締結日には、備品番号が入った状態で締結をいたします。

最後に、審議事項１０、議案第２６号「港区立みなと図書館、港区立麻布図書館、港区立赤坂図書館の管理運営に関する基本協定書の締結について」ご説明いたします。議案資料ナンバー１０を御覧ください。１ページを御覧ください。

港区立図書館条例第８条第２項に基づき指定した指定管理者である、ナカバヤシ株式会社東京本社と、港区立図書館の管理運営に関する基本協定書を締結します。

指定期間は、先程と同様でございます。協定締結日も先程と同様です。

次に、基本協定書を御覧ください。１ページの第５条を御覧ください。各図書館の施設の概要を記載しております。

２ページの第９条を御覧ください。ここでは教育委員会が行う業務を記載しております。館外利用の停止や施設の使用許可等は教育委員会が行います。

７ページ、第３１条、指定管理料についても、先程の説明と同様でございます。

別紙１、別紙２に関しましても、先程と同様でございます。なお、別紙２に記載がございますセキュリティゲートについても、先程と同様ですが、現在、備品番号取得中ということで、番号が入ってございませんが、協定締結時には番号が入った状態で締結いたします。

駆け足の説明となりましたが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明がありました８件について、質疑応答を行います。

まず、議案第１９号「港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の締結について」ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、議案第２０号「港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の締結について」ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、議案第２１号「港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の締結について」ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、議案第２２号「港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の締結について」ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、議案第23号「港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の締結について」ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

次に、議案第24号「港区立郷土歴史館の管理運営に関する基本協定書の締結について」ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、議案第25号「港区立三田図書館、港区立高輪図書館、港区立港南図書館、港区立台場図書館、港区立高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書の締結について」ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、議案第26号「港区立みなと図書館、港区立麻布図書館、港区立赤坂図書館の管理運営に関する基本協定書の締結について」ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、1件ずつ採決に入りたいと思います。

○田谷委員 それぞれの施設と、生涯学習スポーツ振興課の結ばれている協定の中で、光熱費が先方持ちだったり当方持ちだったりという、その差は何なのでしょう。

○生涯学習スポーツ振興課長 私どもの施設の方ですと、青山生涯学習館と港区スポーツセンターが、区の方で負担しているものになりますが、こちらは建物全体の中で電気料金を契約している関係上、区が負担している形となっております。

○田谷委員 分かりました。ご説明ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。

議案第19号「港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の締結について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第19号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第20号「港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の締結について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第20号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号「港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の締結について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第21号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２２号「港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の締結について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第２２号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２３号「港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の締結について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第２３号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２４号「港区立郷土歴史館の管理運営に関する基本協定書の締結について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第２４号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２５号「港区立三田図書館、港区立高輪図書館、港区立港南図書館、港区立台場図書館、港区立高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書の締結について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第２５号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２６号「港区立みなと図書館、港区立麻布図書館、港区立赤坂図書館の管理運営に関する基本協定書の締結について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第２６号については原案どおり可決することに決定いたしました。

11 議案第２７号港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

○教育長 次に、審議事項第１１、議案第２７号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました、議案第２７号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」ご説明いたします。本日付議案資料ナンバー１１を御覧いただけますでしょうか。まず、１ページ「審議内容」です。港区立郷土歴史館特別展示室で開催する企画展の観覧料について、港区立郷土歴史館条例第６条別表の規定に基づき定めます。

項番１（１）「名称」は「江戸の本一本からひとく人びとの営みー」です。

「開催期間」は、令和6年4月27日から令和6年6月30日までを予定しております。

「内容」です。江戸時代は、出版を担う本屋が現れ、庶民に向けた本が出版され、本が庶民にまで広まった時代でした。流通した本は多様で、当時の人々の営みがうかがえます。郷土歴史館では、約1,000点の江戸時代の本を所蔵しており、このうち約80点を展示する予定でございます。

参考の1として、展示予定の本の一部を写真で紹介しております。郷土歴史館の収蔵資料の中から、江戸時代に刊行、筆写された、生きていく上で必要とされた知識や学問を身につけるための本、全国の名所を伝える本などを実物と解説用のパネルを用いて紹介します。

項番2「観覧料」です。企画展のみ観覧する場合、大人200円、小中高生100円。常設展と同時に購入する場合、大人400円、小中高生100円としております。参考として、2ページに、観覧料の一覧の表と算定根拠を掲載してございます。

また、こちら審議内容とは直接関係はございませんが、参考資料の2として、令和6年度郷土歴史館特別展・企画展の展示予定を掲載しております。こちらは昨年度、山内委員からご意見を頂いて、展示予定をなるべく早くお知らせするという事で、昨年度からこの時期に教育委員会にお示しして、今後、郷土歴史館のホームページ等でお知らせを予定しているものでございます。

来年度は秋の特別展で、「幕末維新の港区」を取り扱う予定としております。ペリー来航に伴う品川台場の建造ですとか、東禅寺事件、江戸無血開城に関する、西郷・勝海舟の会談など、港区に関係の深い事件を取り扱う展示とする予定でございます。

また、次のページには、今年度の特別展と企画展の展示実績として、今年度の開催期間と観覧人数をお示ししております。こちら、今回から初めて出させていただいているものでございます。秋の特別展「ある図案家の仕事」。こちら観覧人数が非常に多くお越しいただきましたが、図録も非常によく売れておりまして、今日時点で577冊。1冊1,000円ですので、57万7,000円の売上げを確認しております。

以上、参考の説明が長くなりましたが、説明は以上でございます。観覧料について、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第27号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第27号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 報告事項

1 令和6年度採用港区奨学生の選考結果について

○教育長 次に、日程の第2、報告事項に入ります。

報告事項第1「令和6年度採用港区奨学生の選考結果について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは「令和6年度採用港区奨学生の選考結果について」ご報告いたします。報告資料1を御覧ください。令和5年11月27日から令和6年1月12日まで募集した令和6年度採用港区給付奨学生及び貸付奨学生の選考結果をご報告いたします。

2の「周知方法」としまして、23区内の私立高等学校等への募集案内並びにポスターの送付、また広報みなと11月21日号、港区ホームページ掲載のほか、区の施設や掲示板へのポスター掲示、教育委員会事務局、各地区総合支所及び区立図書館窓口等での募集案内配布、X投稿のほか、港区役所LINEアカウントで配信を行いました。

項番3の「応募状況」につきましては、給付奨学生22名、貸付奨学生11名です。

項番4の「奨学生の決定」のとおり、港区奨学資金選考等委員会において審議の結果、給付型奨学生17名、貸付型奨学生10名の採用を決定いたしました。なお、給付型の採用とならなかった方につきましては、全員、収入超過でございました。

令和6年度の募集は項番5のとおりでございます。今回の予約募集のほか、5月、6月実施の一次募集、7月から9月の2次募集の3回となります。

給付及び貸付金額等につきましては、2ページ、項番6のとおり、世帯の所得、国公立や私立などの学校の設置者、通学形態などにより、AからDの4区分で給付額を決定しております。

貸付額は、下段の(2)のとおりでございます。

3ページには、令和5年度の実績人数を一覧にしております。令和5年度は、給付奨学生42名、貸付奨学生7名でございました。今後、募集の工夫など、経済的に困難な学生に寄り添うものとなるよう、引き続き取り組んでまいります。報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

2 港区青少年委員の委嘱について

○教育長 それでは次に、報告事項第2「港区青少年委員の委嘱について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料ナンバー2を用いてご説明いたします。本件は、港区青少年委員の設置等に関する規則第4条に基づき、港区青少年委員の委嘱についてご報告するものでございます。なお、本事案は「教育委員会の権限に属する事務」の内部委任として「港区教育委員会事案専決規程」により決定する事項となっております。

まず、青少年委員につきましては、現在の任期が本年3月31日をもって満了いたしますので、来期につきましては、項番1の名簿のとおり、まず25人に委嘱いたします。新規は8人となっております。また、港南地区の8名につきましては、現在推薦依頼中でございます。

裏面を御覧ください。項番2「任期」は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となります。簡単ではございますが説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

3 港区スポーツ推進委員の委嘱について

○教育長 それでは次に、報告事項の第3「港区スポーツ推進委員の委嘱について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料ナンバー3を用いましてご説明いたします。本件はスポーツ基本法第32条第1項に基づき、港区スポーツ推進委員の委嘱について、ご報告するものでございます。こちらにつきましても、「港区教育委員会事案専決規程」に基づき決定する事項となっております。

スポーツ推進委員につきましても、現在の任期が本年3月31日をもって満了いたします。来期につきましては、項番1の名簿のとおり、24人にまず委嘱いたします。なお、新規は4人となっております。高松、赤坂、お台場地区の3名につきましては、現在推薦依頼中でございます。

項番2「任期」は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。簡単ではございますが説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

4 令和5年度秋の通学路点検の実施結果について

○教育長 それでは次に、報告事項第4「令和5年度秋の通学路点検の実施結果について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、報告資料ナンバー4を用いましてご報告させていただきます。「令和5年度秋の通学路点検の実施結果について」でございます。

項番1「概要」です。交通安全運動に伴って実施する通学路点検ですが、昨年9月にご報告させていただいた春の通学路点検実施分に続きまして、今回は秋の通学路点検として、各学校主体で、PTA、各地区総合支所等の参加により実施しているところでございます。

項番2、点検実績一覧です。記載のとおり、行政順で全小学校にて実施されております。表頭に「主な指摘箇所数」として、今回と前回、今年度春との欄が対比してございます。最下段に目を移していただきますと、合計欄では、春の点検では144件の指摘箇所に対しまして、今回は91件と減少しております。

例年春の点検の指摘箇所数に対しまして、秋の数は減じる傾向が通例ございますが、要因としては、秋の点検においては、春の指摘箇所とは別の新たな指摘箇所であること。また、春の点検の場合には新たなメンバーでの確認でもあることから、新たな気づきや指摘が生まれやすい環境にあることといったことが考えられるところでございます。

次ページ、項番3「主な指摘箇所への対応状況について」ですが、主な指摘箇所数91件については、本日の報告までに各協議先機関へ対応依頼を済ませているところでございます。

項番4は、今回の点検で報告された主な指摘内容とその対応について、12項目に分けて詳しくを学校別に記載したものとなっております。

なお、これらの通学路点検結果は、春と同様、結果報告書として各学校において、通学路点検に参加していない教員間でも共有するとともに、点検マップや写真等で危険箇所が見える化し、児童・保護者に分かりやすく周知してもらうよう依頼しているところでございます。雑駁ですが、ご報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

5 令和5年度児童・生徒体力・運動能力等調査の結果について

○教育長 それでは次に、報告事項の第5「令和5年度児童・生徒体力・運動能力等調査の結果について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、資料ナンバー5を用いまして報告をさせていただきます。資料ナンバー5を御覧ください。まず、こちらですが、調査の概要について項番1に書いてございます。まず、令和5年の6月中旬から下旬において、各学校において実施しました。対象については、小学校5年生と中学校2年生になります。内容ですが、小学校5年生は8種目になります。中学校2年生は、その8種目プラス持久走のところが足されていて、9種目という形になります。

調査結果でございますが、ちょっと見づらいかもしれないのですが、青字が国や都を上回っていて、赤字が国や都を下回っているというような書き方をさせていただいてございます。

まず、小学校5年生の男子を御覧ください。簡単に言いますと、長座体前屈。柔らかい、硬いと示すのが、残念ながら低かったという結果が出てございます。あとは、小学校5年生の男子については、概ね体力も上回っていて、向上してきているかなというところです。

女子の方ですが、20メートルのシャトルランとソフトボール投げ。シャトルランは分かりますかね。一定の距離を「トゥ、トゥ、トゥ、ポーン」と言って、ドレミファソラシドが終わるまでに次の線まで行って、待っていて、次に「ポーン」と鳴ると次のドレミファソラシドが終わるまでに次の線に行くというので、1回、2回で何回往復できたかというものでございます。こちらが低いというような結果になってございます。

2ページ目を御覧ください。今度は中学2年生です。男子が20メートルシャトルランとハンドボール投げ。こちらについても低く、10校中7校が都の平均を下回って、ほぼ半分以上です。ハンドボール投げで言うと、10校中9校が都や国の平均を下回っておりました。ですので、ここについては本当に課題だなというところでございます。

女子です。同じく20メートルシャトルランとハンドボール投げが下回っていて、シャトルランについては、10校中5校が下回っている。ハンドボールについては、10校中7校が下回っているというような結果になりました。

考察をさせていただくと、東京都もやはり、都心においてなかなか体力をつけるのがという課題があったということで、東京都においても施策としてすごくやってきたということが挙がってお

りますので、前よりは高まっているのかなということがうかがえます。一方で、港区の課題としてやはり20メートルシャトルランとボール投げが非常に低いので、各学校においては持久力、それから巧緻性というのですが、体づくり運動などと聞いたことがあるかなと思うのですが、そういったところで投げ方についてしっかりと理解することで、子どもたちも、より体の使い方が身についていくかなというところが課題かなというところで考察をさせていただきました。

今後に向けては大きく3点、挙げてございます。体育の授業改善。これはもう言わずもがなですが、やはり嫌いな子ってなかなかやらないかなと思うので、楽しみながら体力をつけていく、技術을上げていくということが大事です。

それから一校一取組運動。これも実際にやっているのですが、これまでの取組に加えて、特色のあるもので、今、実際に、大縄であったり縄跳びであったりというのが、団結力が出たりするので各学校多いのですが、大縄も死ぬ気で止まらないでやれば持久力がつくのかなと思いますが、今回のシャトルランの結果からいうと、持久力がないので下回る結果なので、例えばマラソンの習慣をつくるですとか、そういったところは、各学校にこの結果をしっかりとお伝えした上で、経営方針に沿ってやっていただきたいなというふうに思っております。

最後です。スポーツ関係団体と専門家等との連携というところで、港区の場合は、色々なプロの方に来てもらって、そういう教室を開いたりとかしているのですが、一過性に終わりがちだというところがございますので、来ていただいたものを含んで、学校の取組に生かしていくような、より子どもたちがわくわくするような取組につなげていけるように、教育委員会としても学校に意欲を喚起をしていきたいなというふうに思っております。長くなりましたが以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○田谷委員 今色々と、20メートルシャトルランとかソフトボール投げということで指摘を頂いたのですが、比較的よかった学校というのは、小中、それぞれ何校中何校でしょうか。

○教育指導担当課長 まず、ソフトボール投げでいいですか。ソフトボール投げだと、よかったところというと、小学校で言うと、5校です。比較的とてもよかったというところが。

○田谷委員 19分の5校。

○教育指導担当課長 はい。20メートルシャトルランで言うと、そんなに多くはないのです。やはり5校です。ボール投げと20メートルシャトルランが同じ学校ではなかったりするのですが。

○田谷委員 中学校ではいかがでしょう。

○教育指導担当課長 中学校で言いますと、シャトルランが5校です。ハンドボール投げが少なくて、3校です。

○田谷委員 分かりました。ありがとうございます。5か。もうちょっと多いかと思ったけれども、中学校では割といい感じになっているのかなと思うのですが。これはやはり、5校とか3校とかという、よい学校の体育指導の在り方というのが、何か特徴があるのではないかなというふうに思っております。学校によっては校庭の広いところ、狭いところがありますので、ソフトボール投げなどの場合では、そういったのでも、日頃からやっているかやっていないかというところで差が

出てくるのではないかとと思うのですが、上位の学校の体制をある程度考察して、全体的に広げていくとかというような取組はされているのでしょうか。

○教育指導担当課長 まず、各学校でどんな取組をしているかということについては、教育委員会として知っていて、校長会等でこんなことをやっているよというのは、ご紹介はしているのですが、より、そういう機会の時間を取って説明することがなかなかできていないというのが現状です。今、先々月くらいから始めた、校園長会の後に第2部で、会長からの報告というのをしているのですが、その中で、特に特化してよかった学校については、校長会と調整して、こんな取組をしているよという機会を設けていくことで、より皆さんで、「あ、それならうちでもやれるな」というような、分かるような形にしていきたいなというふうに今計画をしているところでございます。

○田谷委員 小学校も中学校も、秋に連合運動会が、新国立競技場という大変素晴らしいところを使わせていただいているので、そういうところで思い切りその能力を発揮していただきたいと。シャトルランなどは例えば100メートル走とか、それから1500メートル、長距離走に応用されと思いますし、ソフトボール投げは全くそのとおりソフトボール投げがあるので、ああいったもので記録を伸ばしていただくというような目標を持って体育の指導に当たっていただければよいのではないかと思います。

ただその反面、コロナ禍で子どもたちの体力が大きく落ちているということで、今回のこの発表は、非常に私も興味を持っていたのですが、相対的に港区の体力合計点が全国あるいは都を上回っているということは大変うれしいことだと思います。色々のご尽力されていることかと思います。ご苦労さまです。この2点をよろしくお願いいたします。

○教育指導担当課長 来年度の学校教育推進計画を基にした17個の重点の中の七つの柱にも入ってございますので、浦田教育長の下、しっかりと体力向上をしていきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田谷委員 強いて付け足して申し上げますと、何しろ教育長が大変スポーツ万能な方ですから、またそれをもって各校長に特に指導していただきたいと思います。やはり勉強と体力というのは、我々の歳になっても必要なものだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

6 令和5年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 それでは次に、「令和5年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、資料ナンバー6を用いまして、第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告をさせていただきます。資料を御覧ください。

まず、項番1の「日時」でございます。2月2日の金曜日、午後1時から2時まで、教育センターの方でさせていただきました。出席者につきましては、以下のとおりでございます。なお、オブ

ザーバーといたしまして、田谷教育長職務代理者、寺原委員、中村委員にもご出席を頂きましたのが、書いてございます。

あとは管理課の方の、総合支所の管理課長がお1人と、児童相談所の児童福祉係長にもご出席を頂きました。

議事ですが、項番4のとおりでございます。資料1から4をつけてございます。

意見交換のところで抜粋してお話しさせていただくと、まず子ども家庭支援センター所長からは、11月の第2回で話をさせていただいたのですが、子家センと教育委員会と学校が連携して対応できた好事例の、その後というところを報告していただきました。なかなか追って話すということがなかったですので、三者が連携しながら行ったことで、子どもも落ち着いて学校に通えるようになったよというようなご報告がございました。

それから、教育センターの相談員からも、保護者の見立てと学校の見立てで少しズレがある場合が最近多いよというような話。それから、(3)と(4)のところでは、校長先生たち2人に来ていただいているのですが、小学校でいうと、保護者の訴えと学校の訴えがちょっと違うというところで、信頼関係がしっかりしていることが解決への糸口だということや、中学校では、やはり子ども家庭支援センターとか教育相談に相談して、しっかりと学校もつながっていく大切さということをお話しいただきました。

それから、児童相談所の係長からも、ずれについてが今回のテーマだったのですが、そのテーマの中で、だからこそ子ども家庭支援センターと連携して、アセスメントを実施するということの大切さがあったという事例について話を頂きました。

それから、今回、警察署の方にも色々ご発言いただいたのですが、例えば、愛宕警察署管内では、紹介できる機会があれば色々紹介したいというようなことや、あとは、(11)を御覧ください。赤坂警察署の課長代理の方からは、中3の事例を扱ったということで、これは、うちの方の管轄ではなかったので私立さんのお話のようでしたが、公立だけではなくて私立のことも、こういうようなことがあったというようなお話をしていただけたり、あとは(12)の湾岸警察署の相談、生活安全課長からは、中学校のいじめの件数が4件と大変少なかったもので、これについては港区としても、恥ずかしくて言えない子がいた場合でも、しっかり救えるようにしなければいけない。何か困ったらすぐ言うようにしなければいけないということは引き続きやっていくけれども、そういうところに注視していったほしいなというようなご意見も頂きました。

すみません。少し長くなりますが、5ページ。お医者様からも、よかれと思ってやったことが、発達に課題のある人にとっては大変迷惑だというふうに捉えてすれ違ってしまう事例であったり、あとは明治学院の教授の先生からは、発達障害が想定される場合の個別支援計画をしっかりとつくってはいるのですが、より行動特性を押さえたものでやっていくとよいのではないかというようなご発言を頂きました。長くなりましたが、以上になります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

- 7 後援名義等の1月使用承認について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の1月事業実績について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の3月事業予定について
- 11 図書館の1月分利用実績について
- 12 図書館・郷土歴史館の1月行事実績について
- 13 図書館・郷土歴史館の3月行事予定について
- 14 みなと科学館の1月利用状況について
- 15 3月教育人事企画課事業予定について

○教育長 それでは次に、報告事項第7「後援名義等の1月使用承認について」から、報告事項第15「3月教育人事企画課事業予定について」、この9件の定例報告については、配布資料のとおりです。各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定をしております案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆様から、その他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして、閉会といたします。

次回は、定例会を3月11日月曜日、午前10時から参集での開催の予定です。よろしくお願いいたします。皆さん、お疲れさまでした。山内委員、お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 寺原 真希子